明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である石田泉が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十月二十二日

東京都千代田区丸の内一丁目八番三号丸の内トラストタワー本館二六階

WBエムピー・ジャパン・エルエルシー

日本における代表者　石田　泉

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である石田泉が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十月二十二日

東京都千代田区丸の内一丁目八番三号丸の内トラストタワー本館二六階

WBシブヤ・スリー・ジャパン・エルエルシー

日本における代表者　石田　泉

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である石田泉が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十月二十二日

東京都千代田区丸の内一丁目八番三号丸の内トラストタワー本館二六階

WBジーアール・ジャパン・エルエルシー

日本における代表者　石田　泉

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるマーク・ジェイムス・ヒースが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十月二十二日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号

Micronesia Registration Advisors, Inc.

日本における代表者

マーク・ジェイムス・ヒース

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるティー・プー・クンが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十二年十月二十二日

東京都中央区新川一丁目一七番二四号

Silverlake Processing Services Sdn Bhd

日本における代表者　ティー・プー・クン

限定承認公告

本籍東京都墨田区向島一丁目二七番地一、最後の住所埼玉県北本市高尾一丁目七二番地二

被相続人　亡　澤野千賀子

右被相続人は平成二十二年五月二十日死亡し、その相続人は平成二十二年十月一日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十二日

埼玉県北本市高尾一丁目七二番地二

相続財産管理人　澤野　豊

限定承認公告

本籍神奈川県川崎市川崎区殿町二丁目一番地九、最後の住所神奈川県川崎市川崎区殿町二丁目一番一三号　被相続人　亡　木村　智一

右被相続人は平成二十二年七月十日死亡し、その相続人は平成二十二年十月十三日横浜家庭裁判所川崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十二日

神奈川県川崎市川崎区駅前本町二四―一五クリオ川崎駅前本町壱番館一三〇三

相続財産管理人　木村　安男

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号アーク森ビル二八階西村あさひ法律事務所

右代理人弁護士　伊藤　剛志

限定承認公告

本籍富山県魚津市大海寺野九五〇番地四、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　若林　厚司

右被相続人は平成二十二年六月十一日死亡し、その相続人は平成二十二年十月十三日富山家庭裁判所魚津支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十二日

富山県魚津市大海寺野九五〇番地四

限定承認者　若林キヌヱ

限定承認公告

本籍静岡県静岡市清水区興津清見寺町一五〇番地四、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　柳澤　行彦

右被相続人は平成二十二年七月二十一日死亡し、その相続人は平成二十二年十月十四日静岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十二日

静岡県静岡市清水区興津清見寺町一五〇番地四

限定承認者　柳澤　延子

限定承認公告

本籍広島市南区皆実町四丁目五八〇番地の一、最後の住所広島市南区皆実町四丁目八番二七号　被相続人　亡　森岡　信義

右被相続人は平成二十一年八月二十九日死亡し、その相続人は平成二十二年七月二十七日広島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十二日

広島市西区三滝本町一丁目九番三二―二〇五号

相続財産管理人　森岡　隆

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十二年十一月三十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することとしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十二年十月二十二日

京都市伏見区桃山町松平筑前一〇番地一七

株式会社泰明ハウジング

代表取締役　金城　泰然

事業の譲受けに関する公告

当行は、平成二十二年十月二十一日開催の当行取締役会におきまして、関係官庁の認可を受けることを条件とし、来る平成二十二年十二月一日を効力発生日として（但し、効力発生日は関係官庁等による認可の時期など手続の進行に応じてやむを得ず変更する場合があります。）、左記のとおり、楽天モーゲージ株式会社の事業の全部を譲り受けることを決議致しました。

つきましては、この事業の全部の譲受けに対しご異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にその旨をお申し出ください。

以上、銀行法第三十四条第一項の規定に基づき公告致します。

記

一、譲受けの対象

楽天モーゲージ株式会社の事業の全部

二、譲受けの相手方

東京都品川区東品川四丁目一二番三号　楽天モーゲージ株式会社

以　上

平成二十二年十月二十二日

東京都品川区東品川四丁目一二番三号

楽天銀行株式会社

代表取締役社長　國重　惇史

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asuna-accounting.com/company//0036.html

平成二十二年十月二十二日

東京都千代田区内神田一丁目六番三号六階

あすな会計事務所内

プライムプロパティーズ2特定目的会社

取締役　中垣　光博

訂正公告

平成二十二年七月十四日掲載の被相続人亡内田敏夫に係る限定承認公告中、限定承認日「平成二十二年七月五日」とあるは「平成二十二年八月二十日」の誤りにつき訂正します。なお、一切の相続債権者及び受遺者は本訂正公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十二日

東京都足立区千住三丁目九八番六〇四千住ミルディスⅡ番館　北千住パブリック法律事務所

限定承認者内田雅夫

代理人弁護士　齊藤　拓

◉号外　十月二十二日付第二二三号

一二八ページ●同日付政府調達第一九九号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、三六〇円）　本号一部　一三六円（本体一二〇円）　（配送料別）